

仕様書

1 案件名称

堺市内のシティドレッシングにかかる屋外広告物製作及び掲出等業務

2 業務の目的

2023年G7大阪・堺貿易大臣会合（以下、「会合」という。）が、令和5年10月28日（土）・29日（日）に開催される。「2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会」（以下、「発注者」という。）では、貿易大臣等へのおもてなしや会合への機運醸成を図るため、シティドレッシングを実施するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和5年11月17日（金）まで

4 履行場所

本件業務の拠点となる事務所は、受注者が確保すること

5 委託内容

(1) 屋外広告物のデザイン作成

発注者が別途、提供するデザインイメージとイラストレーター用データ（aiデータ）を下に、コンテンツの配置や一部修正など、発注者の指示に従い、デザインデータを作成すること。作成する屋外広告物は以下のものとする。掲出するために必要なハトメやロープなども含めたデザインとする。なお、デザインデータの作成過程等でサイズの変更が必要になる場合は、必ず発注者と協議し、了承を得ること。また、ロゴデザインについては、発注者が指定する色（CMYK）を使用し、フォントは提供するデータのものを使用するものとする。

表1 屋外広告物一覧表

広告物名	サイズ	備考
横断幕	H700×W5,400	歩道橋+堺上下水道局掲出分
懸垂幕①	H17,950×W1,250	堺消防局用
懸垂幕②	H11,000×W850	堺警察署用
懸垂幕③	H13,300×W720	堺市上下水道局用
懸垂幕④	H10,200×W950	堺市役所用
吊幕（バナーフラッグ）	H1,500×W400	大小路筋掲出分

(2) 屋外広告物の製作

(1) で作成したデザインデータを基に、下記に記載の仕様・数量で広告物を製作すること。
なお、穴位置や裁縫加工については、後述する掲出業務の現地確認後に変更になることを考慮すること。

表 2 横断幕仕様

項目	仕様
インク	インクジェット出力、片面印刷
生地	ターポリン (防災)
穴位置	ハトメ上下 12 カ所 (Φ6 mm) 上下端 2 か所ずつ、残りは 5 等分した位置)
裁縫加工	周囲裁縫、周囲ロープ縫込、上下左右ロープ出 (Φ6 mm、4m)
数量	24 枚

表 3 懸垂幕①、②、③、④仕様

項目	仕様
インク	インクジェット出力、片面印刷
生地	ターポリン (防災)
穴位置	ハトメの箇所は別途協議 (括り付けロープ付)
裁縫加工	周囲ロープ縫込
数量	4 枚

表 4 吊幕 (バナーフラッグ) 仕様

項目	仕様
インク	昇華転写、片面印刷
生地	ポンジ
穴位置	ハトメ 4 カ所 (レザ-補強)
裁縫加工	周囲裁縫 (上部のみ 2 本縫製)
数量	220 枚

(3) 屋外広告物の設置・撤去及び廃棄

- ・屋外広告物が掲出されるべき期間は、令和 5 年 10 月 16 日 (月) ~ 令和 5 年 10 月 29 日 (日) とする。それぞれの掲出期間に間に合うように設置作業時間を考慮すること。
- ・バナーの設置・撤去作業については、道路占用 (路政課及び大阪国道事務所) 及び道路使用 (警察) の許可によるため、作業条件が提示された場合はそれに従うこと。
- ・撤去については 10/30 (月) 以降となるが、できる限り早急を実施すること。なお、遅くとも

11/3（金）までには撤去を完了すること。

(ア) 歩道橋設置

- ・別紙 1 歩道橋横断幕位置図を基に各歩道橋に横断幕を設置すること。
- ・原則車の進行方向に対して、横断幕が目視できるような位置に設置すること。ただし、別の横断幕が掲出されている場合は、この限りではないため、発注者と協議すること。
- ・設置に関して、必ず 2 名以上で実施すること。また、保安員 1 名以上を配置して、カラーコーン等で歩行者の通路を確保し、歩行者に迷惑をかける行為を行わないこと。合わせて車道上に物を落下させないように注意すること。

(イ) 大小路筋設置

- ・別紙 2 及び別紙 3 に記載の資料を基に大小路筋にある街路灯に吊幕（バナーフラッグ）を設置すること。特に、設置する方向を間違えないように注意すること
- ・吊幕用設置金具・紐は、発注者が指定する日に堺市役所本館 5 階の発注者執務室に受取に来ること。
- ・別紙 2 に記載の掲出個所について、「路上喫煙等禁止区域吊幕」（以下、「喫煙禁止吊幕」と記載する。）の損傷がある吊幕（想定：27カ所）は撤去すること。なお、外した掲出箇所が分かるように街路灯番号を張付け、受注者で保管すること。
- ・損傷がない又は少ない喫煙禁止吊幕（想定：28カ所）は、取外さずに置いておくこと。
- ・撤去後 1 週間以内に、吊幕設置用金具・紐は数を確認して発注者に返却すること。

(ウ) 廃棄

- ・屋外広告物の撤去後、関係法令や条例等に基づいて適切に廃棄を実施すること。広告物の廃棄にかかる費用は、受注者側が負担するものとする。なお、発注者から求められた場合は、適切な廃棄の実施にかかる手続きがわかる資料や証明書等を速やかに提出できるようにすること。

(エ) 特記事項

- ・掲出・撤去等業務に要する機材等の負担は受注者の負担とする。
- ・掲出・撤去に関し、路政課・大阪国道事務所や警察等関係機関に道路占有や使用許可等の届出が必要になる。届出自体は発注者側が実施するが、届出等に必要な図面や資料については、受注者の負担で作成・印刷をすること。
- ・掲出・撤去の際に作業前後で写真を撮り、作業状況が分かるようにして、発注者側から求められた場合、速やかに提出できるようにすること。
- ・設置については、道路占有（路政課・大阪国道事務所）及び道路使用（警察）の許可によるため、指示等があった場合は、それに従うこと。また、発注者に速やかに報告すること。
- ・暴風警報等で撤去を求められた場合は速やかに撤去すること。
- ・設置に関して、信号機や標識の見通しを妨げないように配慮すること。
- ・歩行者の危険防止や広告物の品質を確認するため、巡回し点検を行うこと。

6 成果品

本業務における成果品を令和 5 年 11 月 10 日（金）までに「7 納品場所」へ提出すること。

ただし、堺上下水道局分横断幕及びすべての懸垂幕については、令和 5 年 10 月 12 日（木）までに「7 納品場所」に納品すること。

（1）屋外広告物のデザインデータ

（ア）データ形式

PDF 形式、PNG 形式、Illustrator 形式（Adobe Illustrator CS6 以下のバージョン）

（イ）屋外広告製作物一覧

屋外広告物の名称・写真・材質等製作仕様、掲出場所・期間などが分かる資料

（2）設置・撤去作業実施報告書

作業の実施にあたり、作業前後の状況を写真で撮影し、作業内容を記録した報告書

（3）廃棄にかかる適正実施報告書

屋外広告物の廃棄にかかり、法令・条例等に準拠した旨を明記した報告書

（4）業務完了報告書

なお、成果物を納品する記録媒体（USB メモリ）については、納品する際必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、発注者の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

7 納品場所

2023 年 G 7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会事務局（担当：韓）

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所本館 5 階

電話：072-225-4112 FAX：072-225-4521

8 その他

- ・見積書の作成にあたっては、本仕様書の内容を十分検討すること。
- ・見積書宛名は「2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会 会長 吉村 洋文」とする。
- ・受注者は、発注者から提供されたデータを第三者に知らせ、または、本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
- ・発注者が提供したデータは納品するまでの間、紛失又は棄損することなく保管しなければならない。
- ・受注者は、本業務により取り扱う情報・資料等及び製作物の取扱について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止のため適正な管理をしなければならない。また、業務上やむを得ず複写、複製の必要があるときは最小限とし、使用後は廃棄しなければならない。
- ・本契約に基づき受注者が作成したデザイン及び成果物に係る使用权及び著作権その他一切の権利は、協議会に帰属するものとする。
- ・受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

- ・本業務に関する打合せ、その他この業務に付随する必要な経費は全て受注者の負担とすること。
- ・大阪府グリーン調達方針に定める基準を満たすこと。

(参考) 大阪府グリーン調達方針

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>

- ・納品については、発注者と打合せのうえ、大阪府グリーン配送実施要綱の規定に従い、納品すること。
- ・その他、この仕様書に定めのない事項または疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議して定めるものとする。